

「山口トップランナープロジェクト(YTP)」規約

(名称)

第1条 本会は、「山口トップランナープロジェクト」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、将来の地域の担い手である若者を、次世代のリーダーとして育成し、持続可能な地域をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 若者のリーダー育成に関する事業
- (2) 若者と地域との連携を深める事業
- (3) 若者への地域づくりについての情報提供や啓発に関する事業
- (4) 持続可能な社会(SDGs)の推進に関する事業
- (5) その他、当会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

- (1) 会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入退会)

第6条 会員は、入退会しようとするときは、その旨を代表に届け出なければならない。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置き、会の運営にあたる。

- (1) 代表 1名
- (2) 事務局 1名
- (3) 会計 1名

第7条 1項 役員の仕事分担

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 事務局は、代表の命を受け、会務を処理する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を担当する。

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は総会において選出する。

- (1) 役員は任期は2年とする。
- (2) 役員は再任することができる。

(総会及び役員会)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は正会員をもって構成する。
- (2) 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回代表が招集し、臨時総会は代表が必要と認めるとき、これを召集することができる。
- (3) 総会は、会の総合的な運営方針の協議、その他必要な事柄の協議を行い決定する。
その範囲は次のとおりである。
 - ① 規約の改正
 - ② 事業計画並びに経費収支予算
 - ③ 事業報告並びに経費収支決算
 - ④ 役員承認
 - ⑤ その他必要事項
- (4) 役員会は、代表が必要と認めるときに、随時行う。
- (5) 総会及び役員会の議長は、代表があたる。
- (6) 総会及び役員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するとする。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、事業収入、支援金及び寄付金とする。

第11条 会費は、年会費 正会員1,000円、正会員(団体)3,000円とする。

第12条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則

この規約は、令和2年11月1日より施行する。